

松戸市告示第223号

地方自治法第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更する旨告示する。

なお、この告示は、平成26年5月31日から効力を生じる。

平成26年5月30日

松戸市長 本郷谷 健 次

## 変更調書

新 大字	旧		地 番
	大字	字	
二ツ木	二ツ木	花輪	2の1 2の5 3の1の内 3の3の内 15の1の内 15の2 15の3 16の1の内 16の2 16の3 17の1 17の2 17の4~17の11 18の1~18の3 19の1 19の2 20 21 22の1の内 32の1 32の2 33の1 33の2 34の1~34の9 36の1~36の3 37の1 37の2 38 41の1~41の3 42の2 48の1の内 48の2の内
		幸谷	熊ノ脇
	観音下	160の10の内 168の1の内 168の4の内 169の1の内 169の2の内 169の3の内 169の6の内	
幸谷	二ツ木	花輪	3の1の内 3の3の内 6の1~6の3 7~10 11の1 11の2 12の2 15の1の内 16の1の内 48の1の内
	幸谷	熊ノ脇	47の内 48の内 50の1の内 50の2 50の3の内 50の4 51の1 51の3の内 51の4の内 51の5~51の9 53の内 54 55の1 55の2 56の1~56の3 57の1~57の6 58の1 58の2 59~62 69~71 72の1~72の5 73の3~73の8 74~79 80の1 80の2 81 82 83の1 83の2 84の1 84の2 85 86 87の1 87の2 88 89の1 89の2 89の4 89の5 90の1 90の5~90の14 91の1~91の6 92 93の1 93の2 95の1 95の3 95の4 96の1~96の12 134 135 139~141 150の1 150の7 150の13~150の21 151~154 155の1 156の1

		観音下	157の9 158の1 159の1 159の2 159の5 159の6
			160の1~160の4 160の7 160の8 160の10の内 161の1~161の3 162~166 167の1 167の2 168の1の内 168の4の内 169の1の内 169の2の内 169の3 169の4 169の6の内 172の2
及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部			

備考

上記の土地の表示は、平成25年4月1日現在の登記事項証明書によるものである。